

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について (概要)

1. 趣旨

令和5年12月1日から改正道路交通法施行規則により、安全運転管理者は運転前後の運転者に対してアルコール検知器を使用してアルコールチェックを行うことが義務化されることに伴い、「新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針」(以下、「本指針」という。)を改正するもの。

2. 改正概要

本指針6頁「管理運営体制【運行管理業務】(2)運行管理責任者の業務」中の「イ 点呼」について、下記のとおり変更及び追加する。

【変更】

- ・確認の対象を、「運転しようとする運転者」としていたものを「運転前後の運転者」に変更。

【追加】

- ・運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。

3. その他

- ・本指針については新潟市福祉有償運送運営協議会で承認され次第、改正。
- ・今後、各団体で作成している「運行管理マニュアル」の更新を依頼予定。
- ・確認を行った内容を記録・保存する様式については事務局で修正済み。

参考：協議3 (資料3)

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針新旧対照表

新	旧
<p>管理運営体制</p> <p>【運行管理業務】</p> <p>(2) 運行管理責任者の業務</p> <p>運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア 運転者要件の順守 (略)</p> <p>イ 点呼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務前後の運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録(参考様式3)を1年間保存すること。 ・乗務前後の運転者に対して行う確認、指示は対面により実施すること。対面での確認が困難である場合(運転者が自宅から直接出発地へ向かう場合など)には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。 ・<u>運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。</u> ・<u>アルコール検知器を常時有効に保持すること。</u> <p>(以下、略)</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。</p> <p>平成20年12月1日(一部改正) 平成27年7月30日(一部改正) 令和2年6月29日(一部改正) 令和3年11月9日(一部改正) <u>令和5年11月21日(一部改正)</u></p>	<p>管理運営体制</p> <p>【運行管理業務】</p> <p>(2) 運行管理責任者の業務</p> <p>運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>ア 運転者要件の順守 (略)</p> <p>イ 点呼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録(参考様式3)を1年間保存すること。 ・乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により実施すること。対面での確認が困難である場合(運転者が自宅から直接出発地へ向かう場合など)には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。 <p>(以下、略)</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。</p> <p>平成20年12月1日(一部改正) 平成27年7月30日(一部改正) 令和2年6月29日(一部改正) 令和3年11月9日(一部改正)</p>

安全な運転のための確認表

年 月 日

番号	運転者氏名	乗務前後	確認時間	実施方法	非対面の場合の具体的方法	疾病	疲労	酒気帯び	その他理由	アルコール検知器の使用	運行の安全確保のための指示	確認者
1		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
2		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
3		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
4		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
5		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
6		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
7		乗務前		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		
		乗務後		(対面・非対面)	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄	(有・無)		

アルコール検知器使用義務化規定の適用について

経 緯

- 令和 3 年 6 月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5 名が死傷する事故が発生
- 令和 3 年 11 月、安全運転管理者（※）に対するアルコール検知器の使用義務化規定を新設
（当初、令和 4 年 4 月 1 日から施行する予定であったが、施行期日の延長を望む声を受け、同年 10 月 1 日施行に変更）
- 令和 4 年 9 月、アルコール検知器の供給状況等を踏まえ、同規定をさらに改正し、当分の間、その施行を延期

（※）道路交通法上、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者が、事業所等ごとに置かなければならないとされている。

【安全運転管理者の業務】

- | | | |
|--|----------------------|-----------------|
| ○ 運転者の状況把握 | ○ 異常気象時等の安全確保の措置 | ○ 運転日誌の備え付けと記録 |
| ○ 安全運転確保のための運行計画の作成 | ○ 運転者の酒気帯びの有無の確認 | ○ 運転者に対する安全運転指導 |
| ○ 長距離、夜間運転時の交代要員の配置 | ○ 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存 | |
| ○ 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示 | | |

アルコール検知器の普及状況等

- 本年 4 月にとりまとめた全国の安全運転管理者等に対して実施したアンケート結果では、
 - ・ 約 7 割が「必要台数の全てを入手済」と回答
- 本年 6 月、アルコール検知器協議会から以下の内容を確認
 - ・ 半導体不足や物流停滞も改善し、安定したアルコール検知器の生産・供給が可能な状況となっている
 - ・ 準備期間をみても、令和 5 年 12 月からのアルコール検知器の使用義務化規定の適用は対応可能
- アルコール検知器の市場における調達が十分に行いうる環境となっているといえる。

方 針

- 令和 5 年 12 月 1 日からアルコール検知器の使用義務化規定を施行（6 月 9 日から 7 月 8 日までの間パブリックコメントを実施）

交通安全情報



警視庁交通部

安全運転管理者の皆さま

2023年
12月から

**安全運転管理者による
運転前後のアルコールチェックに
アルコール検知器を用いること
が義務化されます。**

※2023年12月1日から、
安全運転管理者の業務に、下記の業務
が加わります(下線部の部分)！！

- ① 運転の前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無の確認をするほか、アルコール検知器を使用して確認を行うこと
- ② 確認の記録を1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること



「目視等での酒気帯びの有無の確認」について

酒気帯びの有無の確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

確認は、対面が原則！

対面での確認が困難な場合

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

「安全運転管理者以外の者」による確認について

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難な場合、**安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、確認を行わせることは差し支えありません。**

「確認内容の記録」について

運転前後に酒気帯び確認を行い、次の事項について記録。

- ①確認者名 ②運転者
- ③運転者の業務に係る自動車のナンバーまたは識別できる番号等
- ④確認の日時 ⑤確認方法（対面でない場合は具体的方法）
- ⑥酒気帯びの有無 ⑦指示事項 ⑧その他必要な事項

使用するアルコール検知器について

酒気帯びの有無の確認に使用する検知器は、
「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する検知器」と定められています。

